

規制・制度改革に関する分科会（第3回）終了後記者会見録
（平成22年6月7日（月）11:00～11:30 於）永田町合同庁舎第1共用会議室）

○大塚副大臣 それでは「規制・制度改革に関する分科会」について、ブリーフをさせていただきます。

今日は第3回の分科会だったんですが、この第一次報告書(案)が大分煮詰まってきましたので、今日はその案について議論いたしました。一部の項目を除いては合意を得ましたので、この方向で行政刷新会議に報告をさせていただく予定であります。一部の項目等については、後で内容は説明いたします。

冒頭の「第一次報告書の取りまとめにあたって」というページを開いていただくとありがたいんですが、項目の目次の後に私の名前で文書になっていますけれども、この冒頭に書いてありますように、3月29日に発足をした規制・制度改革に関する分科会について、どのような認識で臨んできたかということが、まず冒頭に書かれています。

つまり、国民生活とか経済活動に特段問題がなく、非常にいいトレンドで我が国が進んでいるということであれば、別に規制・制度については所管官庁にすべて任せておけばいいということになりますけれども、やはりいろいろ、そうでないというお声があったり、どうも経済の活力が失われているということであれば、やはり見直しが必要であろうという大原則が書いてあります。

そういう認識の下で、今回の分科会は旧規制改革会議の提言、「国民の声」に寄せられた提案、新成長戦略に関連して提示された提案、そして、今回の委員の皆さんからの提案を抽出母体として検討対象項目を絞って、6月を目途に一定の結論を得ることを目標に検討を開始しましたので、今日の分科会で一部の項目を除いておおむねの御了解をいただけたということで、6月を目途に結論を得る大体の目鼻がついたということでございます。

それで、検討に際しては幾つかの視点から検討を加えたということが、その後に書いてあります。

そして、次のページを見ていただくと、検討の経過と主要分野に対する考え方が整理してあります。

経過については、冒頭に書いてありますけれども、分科会は今日で3回目でありまして、この文章的に言いますと、本当は21回の諸会合ということになります。したがって、これは最終報告になるとときには、この数字を少し変えるかもしれませんが、今日までで21回の諸会合、つまり、分科会が3回、WGが12回、サブグループ等が6回で、4月30日に中間段階の検討状況を取りまとめて、その後は政務レベルでの交渉等を行ってきて、今日に至っているということでありまして。

それから、3ページを見ていただくと、今後の課題として、規制・制度改革は別にこれでおしまいということではなくて、不断の見直し、つまり、ずっと、常に見直していかなければいけないわけでありまして、今後、そういうことを行うためにはどういったことが必要かということが整理してあります。

1点目は、規制・制度に関する情報公開がしっかり行われなければいけない。

2点目が、次の4ページですけれども、どのような視点で改革を行うのかというのは、これは社

会背景とか時代背景によって違いますので、それを常に整理しておかなくてはならないというのが2点目。

そして、3番目として、改革をどこが行うのかというプラットフォームが重要である。つまり、冒頭に申し上げたことと関係ありますけれども、所管官庁がまさしく的確に改革を行っていかれるということであればいいけれども、どうも、そうでないためにいろんな問題が生じているということであれば、改革を行うプラットフォームをどうするかということが大切であるということが書いてあります。

4番目に、改革を行うときの基本原則をどうするかということ。

そして、最後は5ページであります。改革プロセスの整備と紛争処理について、きっちり体制を整えていかなくてはならないということが書いてあります。

今後、明日、新内閣が発足しますけれども、また新内閣の下の担当大臣、担当副大臣、政務官にしっかり引き継がせていただきますが、場合によっては規制・制度改革について不断の取組みが行えるような法律をつくったりするということも必要かもしれないと、個人的には思っております。つまり、この文書の中にもありますけれども、すべての規制・制度は、10年経ったら必ず見直しのプラットフォームに一度は乗せろというサンセット原則、そういうようなことをきっちり盛り込んだ法律をつくるということも今後の検討課題であろうというふうに、これは担当副大臣として個人的に思っておりますので、そういうことも含めて引き継ぎたいと思っております。

それでは、内容についてであります。内容について、詳細は後でござんいただきたいのと、このブリーフの間にお答えできるものはお答えさせていただきますが、大きな点だけ幾つかお話しさせていただきます。

まず、順番から行くとグリーンイノベーションWGで、これはページで言いますと、例えば21ページをござんいただくと「国産木材の利用促進（大規模木造建築物に関する構造規制の見直し）」という項目であります。例えば学校などの大規模木造建築物については、建築基準法によって耐火規制等の厳しい規制がかかっているんですが、法律の制定の昭和25年から60年間に経過しているということを考えますと、やはり見直しが必要であるということですが、全く見直しがされてこなかったということですので、今後、木材の耐火性等に関する研究成果を踏まえて見直すということで、合意をしたという内容であるというふうに御理解ください。

それから、26ページで「レアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直し」でありますけれども、やはりレアメタルの回収というものをどういうふうに行うかということなんですが、これは地域に密着した回収に関わる事業者の皆さんが反対をしたり、いろんな問題があったんですけども、新たなレアメタルのリサイクルの制度構築について、検討する。つまり、スタートするという事で合意をしたというふうに御理解ください。いわゆる都市鉱山問題ですね。みすみす日本国内にレアメタルの世界の埋蔵量の1割ぐらい、場合によっては2割ぐらいがあるのではないかとされているものを放置はできないということで、対策を前に進めるということになります。

次がライフイノベーションWGで、例えば31ページをござんいただくと「保険外併用療養の範囲拡大」ですが、いわゆる混合診療であります。今回、この混合診療については、分科会の当初提

案としては、やはり届け出制でやっていったらどうだという主張でありましたが、ここは厚生労働省との議論を重ねた結果、届け出制というふうにはなりませんでしたが、柔軟かつ迅速な新たな仕組みを導入するということで、今までよりも厚生労働省も踏み込んだということですので、明日以降の新体制の下で更に検討を進めたいと思っております。やはり、このことによって、特になんか難病の皆さんが期待している、海外で実際には利用可能な薬とか治療方法の利用に道を開いていけるようにしたいと思っております。

なお、ここから先、若干、この報告書に書いていないことを申し上げますが、今日は規制・制度改革についての分科会の話させていただいておりますけれども、別途、成長戦略とか特区の方の担当も私も兼ねておりましたが、例えば届け出制による混合診療の活用等も、これは成長戦略や特区の方の政策課題、あるいはチャレンジとして、今後、更に議論をしていく余地があると思っておりますので、規制・制度改革は、今日は分科会としてはこういう内容になっておりますが、プラスαの展開は更にあり得るかもしれないということは付言しておきます。

今の混合診療の話は、この制度改革と関係ない部分です。若干、よけいなことを申し上げました。

それから、52 ページは「介護施設等の総量規制を後押ししている参酌標準の撤廃」であります。これは大変、厚生労働省の政務三役は大きく判断をしたと思っておりますけれども、撤廃するというところで合意をしているということでございます。参酌標準の撤廃ということでもあります。

次が農業WGですが、例えばサンプルだけ申し上げておきますけれども、64 ページで「農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施」で、これについては農水省の政務三役とも合意をいたしまして、農協に対する金融検査の実効性を高めるために金融庁と場合によっては共同で行っていくということについて合意をしております。

それから、67 ページの「新規農協設立の弾力化（地区重複農協設立等に係る『農協中央会協議』条項）」。これについても、今後は弾力化をするという方向で合意をしておりますが、これも中間段階の検討状況のときにも皆さんにもお話ししたかもしれませんが、農協の皆さんからはいろいろ、特に上部組織からいろいろな御意見が出ているのは十分理解しておりますが、農協を含めた農政のいろいろな制度とか、仕組みとか、組織とか、それらすべてのものが、日本の農業が強くなり、自給率が高まるような方向のトレンドに、今、あるのであるならば見直す必要は一切ありませんけれども、現実には日本の農業は必ずしもそういう方向にもなれば、自給率も高まる方向にないということは、農政に関わるさまざまなビークルについては、やはり見直す必要があるであろうという前提に立っておりますので、農協についても不断の見直しを行っていくという方向での検討結果が今回は盛り込まれているということでもあります。

それから、3つの中心分野以外のものとして大きなものとしては、74 ページを見ていただくと「輸出通関における保税搬入原則の見直し」。これは、一部の企業はいいんですけれども、つまり、原則の例外が認められているからいいんですが、一般的に企業の輸出に関しては、事前の保税搬入原則というものが、輸出の迅速性とか、あるいはコストの面で諸外国と比べてやはり劣位になる原因の一つとなっておりますので、今回、財務省と合意しまして、この保税搬入原則を見直すということで合意いたしました。これも非常に大きな話であると思っております。

なお、今、触れなかった項目で、2つのペンディング事項があります。

1つは、ページで言いますと33ページで、ライフイノベーションWGの項目の②の「一般用医薬品のインターネット等販売規制の緩和」であります。ここについては、担当政務三役間では、取り分け副大臣・政務官同士では、皆さんのお手元にある内容で合意を一旦はいたしております。つまり「郵便やインターネット等を用いた一般用医薬品の販売については、対面販売の原則や第1類医薬品から第3類医薬品までの分類の枠組みを維持しつつ、また各医薬品に含まれる成分のリスクにも十分留意することを前提として、適時適切に見直しを行う。〈逐次検討〉」ということで合意をしております。

それで、私自身、副大臣同士で折衝をしましたので、例えばこの対面販売のところは、対面販売の原則を維持しつつということは、つまり対面販売の原則の目的は何なのかということをして今後、更に議論を詰めていけば、その目的に反しない対応については、対面販売をしなくても取扱いが可能であるという方向で更に新内閣の下で検討を進められるという認識で、今日、この原案を委員の皆さんにお示ししましたが、残念ながら、委員の皆さんの総意をもって、この対面販売の原則は維持しつつというのは適切ではないという御指摘をいただきましたので、明日以降、対面販売の原則を維持しつつというところを外すかどうかについて、新しい内閣の担当ライン同士で議論をして、最終報告案の確定版に向けての最終調整を行うことになると思います。

もし担当政務三役が、規制改革側が私と田村さんであれば、私と田村さんが厚生労働省と議論をする。その場合、今度、このラインの担当大臣がだれになるかによりますけれども、担当大臣と、報道どおりであれば長妻厚生労働大臣と議論をするということもありうるかと思います。

それから、もう一つのペンディングが44ページの「EPAに基づく看護師、介護福祉士候補者への配慮(受験回数、試験問題の漢字へのルビ等)」。つまり、受験機会の拡大ということなんです。これについても、受験機会の拡大については、今後の検討課題とするということで、おおむね合意を見つつあったんですが、今朝の段階でまだ外務省の方から、少し議論を更にさせてほしいという連絡がありましたので、この44ページの項目についても、先ほどの医療の対面販売と同様に、明日以降の調整が残ります。

以上の2つの点を除くと、大体、この報告書の内容で行政刷新会議にかけることになります。

私の方からは以上ですので、あとは御質問があればお受けしたいと思います。細かい項目の質問については、場合によっては事務方から聞いていただく可能性もありますので、まず大きいところから何か御質問があればお受けいたします。

済みませんが、社名とお名前だけ最初にお願いします。

○記者 今回、この報告書をまとめてみて、先ほどから各省庁に任せておけば進むものかどうかといいますか、話の議論の前提であるというお話があったと思うんですけども、今回のこの報告書というものが、この規制・制度改革を進めていく上で、どのように考えているか。十分なものなのか、それとも、今後もどんどん進めていかなければいけないのか。まず、まとめてみての御所感を伺えればと思います。

済みません、もう一点、新成長戦略等々のお話もあったかと思いますが、今後のこの日本経済に

与えていく影響をどのように考えていくのか。これが礎になっていくのか。また、新成長戦略みたいに、具体的な項目にどんどん反映していけるのかどうか。そこら辺についてのお考え。

この2点をお聞かせいただけますでしょうか。

○大塚副大臣 所管については、後で政務官からも言うていただきますが、後ほど委員の皆さんや事務方の皆さんにも取材をしていただいて、自民党政権下の動きとの比較はしていただきたいと思えますけれども、私自身の印象としては、3月29日から2か月ちょっとでしたので、旧政権に比べると相当、つまり検討するという方向で、あるいは実際に規制改革を行うというようなものも幾つもありますので、前進したとは思っています。

それは、旧規制改革会議の皆さんが政権を引き継いだときによくおっしゃっていたんですけれども、自民党政権下では残念ながら、規制改革会議というものに対して政治家、つまり政務三役はほとんどコミットしていなかったということでもありますので、今回は所管省庁側も、それから、改革側も、明確に我々がコミットしてやりましたので、所管省庁の皆さんも従来に比べると大変協力的になったとは思っています。

ただ、十分かと言われれば、まだ決して十分ではないと思っています。それはどういうことかといいますと、後で冒頭の「第一次報告書の取りまとめにあたって」というペーパーをもう一度熟読していただいてから記事にしていいただければと思うんですが、特段問題がなければ、御質問にもあったように、規制・制度を担当している所管官庁に任せておけばいいんですけれども、ところが、先ほどのインターネット販売の問題も含めて、多くの国民の皆さんが見直してほしいと言っていることに対して、なかなか前に進まないという現実がありますので、そのことは2番目の御質問とも関わってきますけれども、やはり国民の皆さんの閉塞感にもつながっていますし、それから、新しいビジネスとか新しい事業分野が成長していく上での制約にもなっているというふうにも思えますので、今後、今回、この報告書は最終的には閣議決定しますので、閣議決定されたということは、その方向で所管省庁は対応するというものですから、プラスにはなると思っています。

なお、途中で特区や成長戦略との絡みで申し上げましたように、規制・制度改革分科会としてはこういう内容で決着をしますけれども、規制・制度改革分科会の内容以上に成長戦略の方にも盛り込まれれば、それは言わば、この報告書を上書きすることになりますので、上書きされた方針が成長戦略の方針として出れば、やはりそれは内閣全体として、その方向で更に議論を進めていくということになると思います。

また、特区でこの報告書以上のチャレンジをしてみるということになる可能性も勿論ありますので、その3者は連動して、特区と成長戦略と規制・制度改革というトライアングルの中で前に進めていくということが大事であると思っております。

政務官が相当やってくれたので、政務官からも所感をお願いします。

○田村政務官 補足させていただきますと、2か月間ですので、期間は非常に限られておりました。そういった中で、各政策は当然、担当省庁が最終的に決めるわけですので、担当省庁の三役が決めるわけですが、要は規制・制度改革分科会、そして、我々規制・制度改革分科会の三役が、まず検討を前倒しさせて、そして、考えがもともと同じであったものについては、少なくとも結論

を急がせたということなのであろうと思います。

それは同じ行政刷新会議の、まさに皆様が一番注目している事業仕分けも同じでありまして、例えば事業仕分けの場合、担当省庁の三役は当然、同じように無駄遣いをとにかくなくさなければいけない。天下りはけしからぬと思っているわけですから、ただ、要は手が回っていないということでありまして、担当省庁の各公益法人について一個一個見る時間がない中で、事業仕分けの人たちが横から後押しをしているということなんです。

それで、最終的に決めるのは担当省庁です。それは事業仕分けでも同じです。ですから、それと同じように規制改革もとらえていただきたい。だからこそ、同じ行政刷新会議の中にあるわけでありまして、ですから、考え方が規制・制度改革分科会と担当省庁の基本的な考え方が違う政策については、そう簡単に2か月で結論が出るものではないということでもあります。

やはり、この2か月間においては、そこは非常に成果が出たというふうに自負していますけれども、それがどのように成果が出たかというのは、場合によってはまた事務方に資料をつくってもらえばいいのかなと思いますけれども、それは自民党政権の下での規制改革会議のときから取り上げられたテーマであれば一番わかりやすく、何年前からずっとテーマになっていて、規制改革側の主張は同じですけれども、全くゼロ回答であったものはたくさんあるわけです。それが2か月といたしますか、新政権であつという間にこう変わりましたというのは一番わかりやすい変化として、それはたくさんあります。そういう中で、そこら辺の比較をしていただくと一番わかりやすいのかなと思っております、それを皆さんにわかりやすいような資料も、できればつくりたいと考えています。

あと、これは規制・制度改革分科会の三役といたしますか、一番担当した者と事務局の半分愚痴になりますけれども、結局、担当省庁が決めるので、例えば記事とか報道で規制改革の名前が出てこないのはしょうがないといたしますか、新政権では別に思いは同じなのでいいんですけれども、先ほどから言いましたように、事業仕分けと同じなんです。それは新政権の中で連携をしていて、担当省庁の後押しをしているという役割でありますので、そういう非常に大きな役割があるということでもあります。そこは是非、記事なり報道でも、ある程度強調していただきたいというのは、内輪ではありますけれどもね。

○大塚副大臣 陳情しているわけですね。

○田村政務官 そうです。事業仕分け的な大きな役割を果たしているんだということは是非、御理解をいただいて、せっかくですから、報道していただきたい。

そこはやはり、規制改革というものは大事なんです、最近やはり薄れていきますので、まさに小泉首相が立ち上げて、そのときは脚光を浴びましたし、小泉首相も関心を持っていたので、少しは進んだわけです。でも、結局、小泉首相が途中から関心を失って、それ以降、自民党政権では完全に無視されて、存在感というものが非常に薄れてきて、まさに規制改革の重要性自体も、メディアが報道しないので、一般の人にも極めて意識が薄れている。いまだに一般の人は規制改革という言葉はわかりませんから、規制緩和というと、ああ、そういうことですかという感じですので、そこは内輪の愚痴も半分ですが、今後のいろいろそういう考えで、是非、強調していただきたい。

ですから、詳細は担当省庁の記者さん等が書くことになるのかもしれませんが、そこはそういう重要性は是非、御担当の皆様が担当省庁の記者さんにもつないでいただきたいというのがお願いであります。

○大塚副大臣 それでは、ほかにございますか。

どうぞ。

○記者 今日、そうしますと、この第一次報告書に盛り込まれたものの2項目以外はすべて合意されたという理解でよろしいのでしょうか。

○大塚副大臣 そうです。

○記者 それで、実施の時期というのは、この対処方針にありますような、平成22年度中検討開始とか、そういったものがそのまま踏襲されるということでしょうか。

○大塚副大臣 はい。無事に閣議決定が終われば、その閣議決定の内容を受けて担当省庁で対応していくということになります。

○記者 あと、最後に1点、第一次報告書ということですが、この規制・制度改革に関する分科会というものは、今後、どのような議論といたしますか、今後の運びについて副大臣のお考えをお聞かせいただきたいんです。

○大塚副大臣 そこは、私が最初に説明した冒頭の5枚のペーパーがありますね。その5枚のペーパーの4ページをごらんいただきたいんですが「(3) 規制・制度改革の推進主体（プラットフォーム）」と書いてあります。少しそこを、コメントする内容と書いてある内容は全く同一なので、読ませてまいります。

「規制・制度改革の推進主体、プラットフォームをどうするかということも、重要なポイントである。

一義的には所管府省庁等ということになるが、そうした考え方で臨んできた結果として、規制・制度が硬直化し、様々な問題につながってきた経緯がある。

したがって、所管府省庁等とは別途の横断的なチェック体制または組織を設けることも一案である。その場合、今回と同様に、行政刷新会議の下に置かれた分科会を有効活用することも考えられる。

また、今回の分科会の検討過程では実施しなかった公開討議（規制仕分け）も、推進主体の選択肢として想定可能である。

なお、上記は全て規制・制度の改革（廃止を含む）の場合を想定しているが、規制・制度を新設する場合の審査を担う主体についても、同様の考え方で対応することが想定される」。

つまり、もともとの規制・制度は、さっき、木材のことで60年前と申し上げたように、昭和20年代、30年代、ないしは40年代には意味があって設けられた規制・制度が、だんだん特定のステークホルダーや、場合によってはその所管省庁の天下り先温存ないしは利権温存と密接に絡んできている面もありますので、やはり、この規制・制度というものは政策手段そのものですから、一体、どういう目的で、どういうプロセスを経て、だれがそれをつくるんだということについて、やはり一度、整理が必要であるという問題意識でいますので、この分科会は7月で、一応、委員の任

期は7月までですから、実際、分科会の総会はこれで終わりであると思いますので、もう一回ぐらい、最終的に形式的に集まるかもしれませんが、次の体制はまた新内閣の下で議論していきたいと思っています。

全体で何かございますか。

それでは、あとは個別項目でどうぞ。

○記者 済みません、全体で、今後のロジを確認したいんですけども、今、Pになっているところを詰めて、その後、行政刷新会議の親会議を開いて、了承されて、閣議決定という運びは今月中ということによろしいのでしょうか。

○大塚副大臣 それでは、日程は、行政刷新会議は6月15日でしたか。

○松山事務局長 事務局から若干補足します。

6月中旬に行政刷新会議が予定されております。ただ、これも組閣の作業で動いてくる可能性はございます。

それから、前の前の行政刷新担当大臣、仙谷さんですけども、6月中に分科会の今の作業をとりまとめるというふうにおっしゃっておりますので、今月中に閣議決定まで持っていきたい。そういう考えでおりますけれども、新総理の御判断も仰がなければいけないと考えております。

○大塚副大臣 あと、全体について、よろしいですか。

どうぞ。

○記者 副大臣が最初に個人的な考えと断っておっしゃった法律については、来年の通常国会とかそういうことを念頭に置かれているのでしょうか。

○大塚副大臣 そこまでは念頭に置いていませんが、新内閣の構成が決まったところで担当の方にちゃんと問題意識を伝えて考えていきたいと思っております。

あと、全体であればお伺いします。全体でなければ、個別に移ります。

それでは、どうぞ。

○記者 個別項目なんですけど、保険外併用療養の範囲拡大ということで、一定の施設基準を満たす医療機関で行う場合には安全性・有効性の評価を外部の機関で行うことについて検討するということなんですけれども、これは現在の高度医療の手の範囲外で個別の医療機関については簡素な手続で認めるということなのか。厚労省の事前の承認等々をどう考えているのか。どういう合意になっているのかということをお教えいただきたいということが1つです。

もう一つが、最終的に閣議決定をする前に患者団体とか医療団体などから意見を聞くというお考えがあるか、ないかということ。

この2つについて、教えていただきたいんです。

○大塚副大臣 1点目は、これは例えばPMDA以外の機関で行うこと等をイメージされるかもしれませんが、PMDAも外部の機関といえれば外部の機関ですので、ですから、内容については今後、検討しますが、つまり、例えばPMDAがマンパワー不足でできないとか、いろんなことを言っているとすれば、何か別の対応がないとか、そういうことであると思います。

2点目については、それはこの方針を受けて厚生労働省が考えることであると思います。

○記者 保険外併用療養は、PMD Aというよりは高度医療評価会議が現在、高度医療についての関係で。

○大塚副大臣 それについては、事務方から説明させます。

○小田審議官 補足しますと、今、いわゆる保険外併用療養というような制度があります。この制度自体は別に変わらないんです。それで、一定の要件を満たした医療機関については、言わば機関特区的に、今の制度よりは別の制度として、より迅速・簡便な方法が適用されるということです。その場合は、いわゆる厚労省の審査ではなくて、厚労省以外のところの審査が行われるという、特定の要件を満たした医療機関は、特定のより迅速・簡素な制度ができるということであると思います。

○記者 ということは、事後規制までにはならないということですか。

○小田審議官 今がかなり、厚労省が承認であるということであれば、医療機関としての一定の要件と、それから、認められるべき医療・療養の範囲というものが満たされていれば、今ほど複雑な、あるいは長い審査はないという理解で我々はいます。

○大塚副大臣 私も補足します。

今、審議官が言ってくれたことは、あくまで最終的には厚労省が決めることですから、我々に決定権限があるわけではないので、そこは誤解のないように報道していただきたいんですが、それと同時に、高度医療だけではなくて、PMD Aと私が申し上げたのは、PMD Aがどのような役割を担うのかということも含めてということです。つまり、安全性は確保されているんですけども、保険にするかどうかというのは別で、使ってもいいけれども、保険の対象にするかどうかは別途の判断で、あとは御自由にお使い下さいとか、判断の仕方もあるわけですよ。

そういう意味では、高度医療の仕組みと、それから、PMD Aの役割、あるいはPMD A以外の第三者機関の役割、いずれにしても、こういう議論がタコつぼに入って堂々めぐりしていると、結局困るのは患者や国民の皆さんということになるので、やはり患者や国民の皆さんが実際に使いたいと思っている薬とか治療方法を本人の意思に基づいてお使いになれるようになるにはどうしたらいいかというのは、実は治験機関、認定機関、そして、高度医療の制度の枠組み、これが全部つながっているということですが、再度繰り返しですけども、最終的に決めるのは厚生労働省なので、今、審議官や私が話した話が何か決定事項であるかのごとく報道されると、それはミスリードになるので、そこだけはよろしくお願いします。

○記者 済みません、ありがとうございました。

○大塚副大臣 あと、個別項目でいいですか。余り細かくなると、あとは個別取材をしていただいた方がいいと思います。

どうぞ。

○記者 農業WGにつきましてですが、農協に対する金融庁検査についてですけども、ここは64ページを見ておりますと、まずは、この金融庁検査や公認会計士監査を行うに当たっての指針を定めるということなのか。それで、預金量が一定規模の場合とかとありますけれども、やはり一定の基準以上のJAについて、まずやるということなのか。その辺につきまして、もう少し詳しく御説

明いただければと思うんです。

○大塚副大臣 それは、まず基準をつくることですが、私どもは今、たまたま金融庁もやっていますので、それは我々として基準をつくっていくことになる。今、これは金融庁として発言していません。

つまり、農協の中でも融資対象資産として、健全性の面で問題があるケースとか、逆に優越的地位の濫用になるようなケース等々についてのいろんな情報もたらされていますので、やはり金融システムの安定性とか健全性とか、あるいは金融行政の枠組みの中で、農協の金融業務についてもしっかり見ていく必要があると思っていますので、そこは基準をつくることになると思います。

○記者 これは、まず対象としては、勿論、農林中金、あと、信連、そして、単独の農協すべてを対象にしてということでしょうか。

○大塚副大臣 農林中金は今でもやっていますので、単位農協です。

○記者 わかりました。

○田村政務官 少し補足しますと、イメージとして、ほかの金融機関と同様に、まさに定期的にとか、入ろうということイメージしているのではなくて、現行制度というものは、知事の要請があった場合には金融庁は検査に入ることになる。ただ、その要請というのは過去に1回も例がないという、事実上、機能していないわけですので、やはりそこは金融庁が必要であると判断した場合には入れるような、そこは農水省さんと話をし、農水省と一緒に入れるという枠組みがあってもいいのではないかと。そういう発想です。

○大塚副大臣 あと、個別項目でどうぞ。

○記者 先ほどのペンディングになっている2件について、もう少しペンディングの理由と伺いますか、詳しく、インターネット販売の方は委員の方から対面販売の原則についてどういう意見が出たのかという点と、EPAの方についても外務省からはどういう辺りについてももう少し検討したいという意見だったのでしょうか。

○大塚副大臣 1点目は、今日は実はそんなに細かい話は出ていません。対面販売の原則を維持しつつということだと、結局、インターネット販売について相当後ろ向きにならざるを得ないように受け止められるので、やはり、これは委員の皆さんの総意として、もう一回、交渉してくれということであったわけです。

ただ、具体的な意見は出ませんでしたけれども、つまり、薬事法でそこまで求められているのかということですね。医師法と薬事法の問題であると思いますので、その辺は別に多分、多くを語らずとも皆さんの方が詳しいと思うので、そういう問題意識に基づいて、委員の皆さんがもう一回やってくれということでした。

それから、EPAの方は、結局、これに関わっているのは外務省、法務省、厚労省と、3つの省があって、外務省は、本年度中に滞在期間の延長を措置すべきであるが、EPA協定の見直しには時間がかかるので厚労省・法務省が措置すべきと考えているようですし、、ですから、外務省は法務省の滞在期間の延長とか、そういう観点であればいろいろ考え方はあるけれどもとか、

三者三様なんです。ですから、外務省としては、どういう観点でこれが検討課題なんだということについての論点を整理したいということであると思います。今朝、報告を受けたばかりなので、外務省とまだ話をしていませんので。

あと、特段、我々でお答えする必要がなければ、我々はこれで失礼させていただきます。いいですか。

それでは、どうもありがとうございました。